

報道機関各位

PRESS RELEASE

前橋市報道発表資料

令和7年12月9日

職員の懲戒処分について

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為を行った職員に対し、別紙のとおり本日付で懲戒処分を行いました。

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電話 内線／3502

外線／027-898-6507